

議案第21号

幕別町体育館条例の一部を改正する条例

幕別町体育館条例（平成14年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条を第22条とし、第10条を第12条とし、同条の次に次の9条を加える。

（管理の代行）

第13条 教育委員会は、体育館の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、教育委員会が指定する体育館（以下「指定体育館」という。）の管理を行わせることができる。

（利用料金）

第14条 教育委員会は、適当と認めるときは、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に指定体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、第7条第1項及び第2項に規定する使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

（目的の達成）

第15条 指定管理者は、指定体育館の設置目的を効果的に達成するため、飲食物の提供、物品の販売及び宣伝その他必要な事業を行うことができる。

（利用料金の減免等）

第16条 指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の還付）

第17条 既納の利用料金はこれを還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ

教育委員会の承認を得て基準を定めた場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(適用除外)

第18条 第7条の規定は、第14条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は、適用しない。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 指定体育館の維持管理に関する業務
- (2) 指定体育館の使用の承認及び利用調整に関する業務
- (3) 教育委員会の承認を得て第3条に規定する開館時間を変更し、又は第4条に規定する休館日を変更し、若しくは臨時に設けること。
- (4) 教育委員会の承認を得て利用料金を変更し、又は減免すること。
- (5) 利用料金の徴収に関する業務
- (6) 指定体育館の修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定体育館の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

2 第13条の規定により指定管理者に指定体育館の管理を行わせる場合にあっては、第5条、第6条、第9条、第10条及び第11条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 指定管理者は、法令並びに幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第27号。以下「指定管理条例」という。）、指定管理条例第9条の規定に基づき締結する協定、この条例及びこれらの条例に基づく規則の規定に従い、指定体育館の管理を行わなければならない。

(報告、調査及び指示)

第21条 教育委員会は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

第9条を第11条とする。

第8条第4号中「第4条」を「第6条」に改め、同条を第10条とし、第7条を第

9条とし、第6条を第8条とする。

第5条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条第1項中「幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第3条 体育館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

名称	時間
幕別町札内スポーツセンター	午前9時から午後9時まで
幕別町農業者トレーニングセンター	午前9時から午後9時まで
幕別町忠類体育館	午前10時から午後10時まで

（休館日）

第4条 体育館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に設けることができる。附則に次の1項を加える。

（指定管理者の指定に伴う経過措置）

6 指定管理者に指定体育館の管理を行わせるときは、当該管理を行わせることとなる日（以下「管理開始日」という。）前に教育委員会が行った使用の承認その他の処分（管理開始日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）又は教育委員会に対して納入された使用料（管理開始日以後の指定体育館の使用に係るものに限る。）については、指定管理者が行った業務その他の処分又は指定管理者に対してされた利用料金の納入とみなす。

別表第1から別表第3までの規定中「第5条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。